

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額)加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円>(大企業も同額)、②③：47,500円<60,000円>(大企業も同額)加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)加算
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練(OFF-JT) ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT)	OFF-JT 賃金助成：1h当たり 760円<960円> (475円<600円>) 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 (有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円) 200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円) OJT 実施助成：1h当たり 760円<960円> (665円<840円>)
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 4人～6人： 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) 7人～10人： 28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>) 11人～100人：1人当たり 28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 4人～6人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 7人～10人： 14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>) 11人～100人：1人当たり 14,250円<18,000円> (9,500円<12,000円>) ※ 中小企業において3%以上増額した場合、①：14,250円<18,000円>加算、②：7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)加算
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上5%未満： 19,000円<24,000円> (14,250円<18,000円>) 5%以上7%未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 7%以上10%未満： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 10%以上14%未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 14%以上： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	1人当たり 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 2時間以上3時間未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 3時間以上4時間未満： 11万4,000円<14万4,000円> (85,500円<10万8,000円>) 4時間以上5時間未満： 15万2,000円<19万2,000円> (11万4,000円<14万4,000円>)

◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

<事業主>

<労働局・ハローワーク>

<ジョブ・カードセンター>

キャリアアップ計画の
作成・提出

キャリアアップ計画
の作成援助・確認

人材育成コース以外

人材育成コース

訓練計画届
の作成

訓練カリキュラムの
作成支援等

〔人材育成コースの「**有期実習型訓練**」を実施する場合、訓練対象者はキャリア・コンサルティングを受け、「**ジョブ・カード**」の交付を受ける必要があります。〕

取組の実施

訓練計画届
の提出

訓練計画届の確認

訓練の実施

訓練実施状況の
確認

訓練実施に関する
相談・援助

支給申請

支給審査
支給決定

◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

◆ その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。